

北九州市立地適正化計画（改定素案）の修正内容

防災指針に対する意見（No.47）

防災指針について、水害ハザードエリアには「浸水被害防止区域」というものも公表されている。北九州市では、これらの区域の指定がないので、対象の災害ハザードには入れていないのか。今回の改定で、防災の考え方を整理するなら、これらの区域への考え方も明示すべきではないのか。

→ 防災指針の対象とする災害については、北九州市国土強靱化地域計画、北九州市地域防災計画で想定する災害と都市計画運用指針（国土交通省）の考え方を踏まえ、法令に基づき災害ハザードの区域が公表されている災害ハザード情報を対象としています。

本市での区域指定の有無に関わらず、本市の考え（居住誘導区域との関係性）を示すため、ご意見のとおり、「浸水被害防止区域」を追加致します。なお、「浸水被害防止区域」は、都市再生特別措置法の規定により、居住誘導区域に含めない区域とされていることから、本市においても、居住誘導区域内に含めないこととします。

【修正箇所:P128】

【対象とする災害ハザード情報】

洪水

追加	災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
	ウ 浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条	◇高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が指定

【修正箇所:P165】

【災害ハザード情報に対する取組方針】

分類	本市で対象となる災害ハザード情報	本市の考え方 (居住誘導区域との関係性)
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ：想定最大規模降雨 ：計画規模降雨 ・浸水継続時間 ：想定最大規模降雨	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
	イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
追加	ウ 浸水被害防止区域 ※市内での区域指定なし	居住誘導区域に含めない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で取組施策を実施